

昇任試験合格のための 捜査書類作成要領

適正な捜査書類の作成が職務遂行において重大な位置を占めているのはいうまでもない。捜査書類は、手続の適法性を担保し、公判廷における証拠として機能するために、その作成の正確性が要求されるのは勿論、限られた時間内に作成されなければならないという迅速性も要求される。さらに、近年では裁判員制度の導入により、一般市民である裁判員が目を通すことを見据えた、簡潔さ・明確さも要求されるようになった。

このような捜査書類の性質上、その不備は許されず、それ故、主に地域警察官に向けた捜査書類作成に関する解説書がこれまで多数出版されている。しかし、捜査書類の作成能力が要求されるのは地域警察官だけではなく、当然にすべての警察官である。昇任試験の全階級においても、捜査実務として捜査書類作成に関する出題がなされているのは周知の通りである。

実務能力の向上が昇任試験合格への近道であることはよくいわれている。しかし、昇任試験は熾烈な競争試験であり、職務中の捜査書類作成の実践や修得だけで合格できるほど甘くはない。

他面、近年における警察事象の多様化、犯罪の複雑化とあいまって、日常的に多発する交通事故、自転車盗、万引きなどの現象面に追われ、現場の警察官による「捜査書類の改ざん、放置」といった不祥事案が発生している。こうした中、警察庁において、警察官の負担軽減方策についての検討が行われ、関係諸機関と協議の結果、平成24年9月、作成する捜査書類の合理化が図られることになり、捜査書類作成を巡る状況も一つの転換期を迎えている。

昇任試験一筋の日本公法としては、このような警察官を取り巻く職務環境の変化に合わせて、本誌読者が実務能力を向上させるのみならず、昇任試験合格対策としての捜査書類作成要領を身に付けられることを望んでいる。そこで、本誌において捜査書類作成能力の向上を目的に、隔月で「昇任試験合格のための捜査書類作成要領」を掲載することにした。

昇任試験においては、階級ごとに異なる視点から捜査書類の作成・点検・訂正等が出題されている。例えば巡査部長試験では被害届の作成が頻出であるのに対し、警部補試験では逮捕手続に関する書類の作成が頻出である。また、警部試験では事件に関する多くの捜査書類を網羅的に点検（作成ではない）すること等が求められている。このように、昇任試験では各々の階級・職務内容に応じた捜査書類作成能力が試されており、これは若干の差異こそあれ都道府県警察において共通している。

本号においては、ベスト7月号に引き続き、「取調べ状況報告書」及び「余罪関係報告書」の記載内容の一層の正確性・信頼性を確保していただくため、余罪関係報告書の基本的事項等について、解説することとした。